

學校教育法に幼稚園が規定せられる迄

文部事務官 中 谷 千 藏

凋落の冬から春、春から夏と自然は生命の營みを續けて來た。生い立ち、伸びる草木の新しい潑刺とした力に何か打たれる思いである。

自然の生命の營みの姿が、本然的な在り方であるならば、敗戦日本の混亂と無秩序の中にも、育くみ、伸ばさんとする努力が繼續されさえすれば、本然の日本の生命がやがて芽ぶいて來るであらう。

今こそ迷官な過去の錯誤から目覺め、吾々は、新しい光と、健やかな人類の福祉との明日の實在を希求せずには居られない。

憲法はかゝる理想と日本の決意とを世界に向つて宣言した。そしてこの實踐の爲にこそ教育は基本的な營みでなければならぬ。

今議會に於て協賛を經た教育基本法は、明らかにこの根柢となるものが教育であり、更に教育の目標とその方針を規定して居る。教育基本法は謂わば、教育憲章とも呼ぶべきものであつて、一切の教育はこの教育基本法の精神に基いて運営されねばならない。

この教育基本法に則つて、學校教育の體系、即ち幼稚園、特殊教育から小學校、中學校、高等學校、大學迄一切の學校に於ける基準と目標と機構等を規定した法律が、學校教育法であつて、今度新に議會の議を経て、本年四月一日から實施されることゝなつた。これこそ、日本の民主化を促進し、世界への信用を恢復し、やがての平和を推進する根柢となる歴史的意義を有する事柄であり、これの成果は列強の注視する處のものである。

この新しい法律に幼稚園も學校として體系の中に明らかに規定され、職員的身分も上級諸學校と同様に、教諭となり、従前のまゝ、子扱の幼稚園は、一應廢止され、新しい法律による新制幼稚園が發足した。

私は今この新制幼稚園の發足に際し、丁度春の芽ばえに對する様な感慨を以つて、あの戦時中、壓迫され、放任され過ぎた幼児教育のことを顧みずには居られない。

昭和十六年國民學校制度の實施と共に幼稚園令の全面改正を企圖して成らず、續いて戦争に突入して、幼稚園は有閑的存在の様に宣傳され、戦のたけなわになるに従つて、觀念的

行政措置の下に不要なものとして断崖を受け、或る地方に於ては、閉鎖の憂目をさえ見た。戦時なればこそ、幼児を保護育成し、暖かい環境に、荒みゆく彼等に愛の手をさし、べることこそ必要なのに、却つて統制主義的觀念的な粗野な行政措置に、幼けない魂は徒らに放任された。幾度か奮激し、何等かの打開策をと努力したことも、當時にあつては全く空しいものとして葬られてしまつた。それは長い冬の暗い冷たい荒涼とした野の姿にも似たものであつた。

敗戦日本は、新憲法の實施と共に再建の歩が踏み出されんとして居る。その基盤たる教育の使命の大きさに今更の様に、胸に漲るものがある。教育は、彼岸へ到達する爲の舟であり、舟を推しずめる原動力である。明日への努力と希望こそ教育者のみが知る感懐である。教育の根柢的なものは國民教育でなければならぬ。その國民教育の基礎とし、就學前教育として、國民教育の重要な一環として、民主的教育の温床として幼児教育は明らかに、新教育法の中に確固たる地歩を與えられるに至つた。

若き芽生えを育ぐむ力は木の幹に依り、幹は大地に深く支えられ、その基盤の中に於て根の營みに依り必要な養分が吸収され続けるように、混乱の中に育つ幼児に明日の糧を送り、新しい明日のいぶきを見る爲に、この現實に根ざして、吾々は新しい幼稚園を育て眞に内容づけることに力めねばならない。

今文部省には幼稚園保育内容調査委員會が設けられ「保育

指導要領」が研究され、編纂されつゝある。「保育指導要領」は保育内容や保育方法等の基準を示す、幼稚園教諭の爲の手引書であり、法的には保育内容や保育基準を示す準則である。私はこの「保育指導要領」の編纂に携わられる委員の人達と會合する度に、いつも明るい楽しさを感じさせられる。そして私はこゝまで来る日の待ち遠しく、且つ不安であつた日のことを顧み、委員會で靜かに聞き役に廻つて全版に氣を配つて居られる倉橋惣三先生の顔を仰ぐことが屢々である。

昨春來朝した米國教育使節團は、我が國の教育界に大きな示唆を與えて呉れた。その報告書にも幼児教育のことが擧げられて居た。昨秋以來内閣に設置された教育刷新委員會に於ても新教育制度の刷新改善の議と共に幼児教育のことが論議される所となつた。然し乍ら現下の情勢下に於ては山積せる教育諸問題の數々に亘り速に議決を要し、その實行に移すことを要請される情態の繁忙の中にあつては、委員達も相當の熱意を有する人達ではあるが、ともすると幼児教育のことは當然のこの様に、他に議論の多くが費されることとなつて、うつかりしているとおきざりにされんとする傾向もあつたのであるが、この間にあつて、刷新委員會員たる倉橋先生の努力と、政治的機微をとらえ剛わからず弱からざる、微妙な配慮に依つて遂に昨年末總理大臣官邸に於ける總會に於て、幼児教育を學校體系の中に置くこと並に幼児教育の義務制を希望するとの決議がなされ、内閣へ建議される重要事項として採擇されることとなつた。その間の心勞は知る人のみ

お察し得ることの一つであらう。

寒い冬の夜、しん／＼と冷え込む様な文部省の鐵筋コンクリートの建物の中、食事もなく火もない、節電の爲にうす暗い電燈のともつた、坂元青少年教育課長室で、色々と幼児の教育のことで協議し乍ら、倉橋先生は病後の躰をも、夜の更けるのさえも忘れたがの様に次々と語られて居れば、六、三制實施準備の激務に疲れた坂本課長も、疲勞を忘れたかの様に、しみじみと語つて居られるのを、私も傍らで聞き乍ら、食う爲に追はれ、ゼネストの高潮しつゝある社會情勢からは何と縁の遠い、何と無心な姿態だらうと心に熱いものを覺えたことであつたらう。

かうした對談が、寒い冬の夜幾度交わされたことであつたらうか。雨の日も風の強く窓のガタ／＼鳴る様な日もあつた。

幼児教育の法案のこと、幼児教育の委員會設置のこと、託兒所と幼稚園の調整のこと、保育指導要領の企畫のこと等もこれ等の鼎談の中から生れたと言つても良いであらう。

學校教育法の第七章は「幼稚園」となつて居る。この第十七條は、幼児教育の眼目とその目標のことを規定した條文である。小學校の教育目標（同法第十八條）に掲げる事項と關聯して、その幼兒期に於ける程度とその目標の在り方について、その表現には相關性とその限界が對比して見る時自から得られるであらうが、この立案に當つて坂元課長は種々に苦心されたことであつた。このことに關しては法制局に於て

も説明等の際にも實に御苦勞されたことであつた。

一方厚生省に於ては兒童福祉法の立案に當り中央社會事業委員會に諮問し、幼兒保護の審議がなされ、幼兒保育の一元化のことも論議されたので、文部省としてもこの際從來の弊を改めるべく努力し、満四歳以上の者には教育を重點とする教育施設、満四歳未満の者には愛護を主としての保護施設と云ふこととし、齊しく教育を受け保護される處の機會均等の精神の具體化を希求したのであつた。従つて私は學校教育局長の代理として中央社會事業委員會でも、この線の實現の爲に種々意見を吐露したのであつたが、現下の情勢下に於て、將亦幼兒教育の義務制實施に至らない状態からはこの企圖も一應見送らなければならぬ結果となつたので、託兒所、幼稚園の關係は従前の儘とし、幼稚園は満三歳以上から就學迄の幼兒に對する教育を行う施設として學校教育法に規定されたのであつた。然し乍ら「保育指導要領」は託兒所職員にも幼兒教育關係者にも役立つように留保しつゝ進行させて居る故、從來より緊密な關係が生ずるであらう。

將來幼兒教育關係の重視に伴つて幼兒教育者再教育施設が盛んに行われねばならない。この場合には勿論現職の儘の取扱を受け、資格向上の特權も考慮されることとなるであらう。

こうした再教育は國又は都道府縣等で行われるであらうが、眞に新しい自覺とよい意味の自尊心の復活と實力向上を期し、お互の間に於ての研究會、討論會等が續々行われる様

な自發活動の起ることを熱望したい。

新教育の再發足と共に幼児教育制度も新發足了。吾々は理想を實現する爲に今を知らねばならない。今を知ることがは幼児の心身の發育の程度と幼児その者を知らねばならぬ。春の陽だまりの様な暖さと伸びやかさと安全感に満ちた環境を思いつく、未だ混沌と社會不安が続いている社會を直視しつつ、冷靜に私達の行くべき道を選ばねばならぬであらう。

幼児の爲の春を迎えるに當つて、私共として感激に堪えないことは、學校教育法に幼稚園が規定される様になつた蔭にあつて、親切に種々御指導下さり、或時は自ら筆をとつて何呉れとなく助成して呉れた連合軍總司令部民間情報教育局の顧問ヘフマン博士の御厚意である。

先生はカルホニヤ州の初等教育局長であつた。先生の子等に對する愛情の豊さとその識見の深さは吾々を敬服させずにはおかないものがある。先生は日本的性格と傳統の尊ばれるべきことや、日本本來の文化財の活用等のことを指摘されることについても大きな反省と、文化國家の建設の爲には日本人自らが立ち上らねばならないことの感慨とを深く感じさせることが屢々である。

今迄いつも願られない乍ら、常に求めて精進されて居た幼児教育關係者のあの眞摯さを今更の様に思い起しつつ、新しい制度をきつと内容づけ、充實して行つて呉れるであらうことを信じ乍ら、今私は春の空を貫く様な自然の生命の營みの

清新なたくましさで打たれ、胸滿つるものを感じつつ筆を擱く。(昭和二十二年四月)

「一九頁からつゞく」

これ迄の觀察では二歳位の幼児の、一つの物事に對する注意持續時間は、その對象物によつて、かなりの差異がありますが、大體二・五分から五分位のものであります。それが五歳位になりますと、その約二倍の長さになります。

「五歳の幼児に期待できる日常生活上の習慣」

- (一) 五歳までに、よく看視されてきた幼児であれば、日常生活の自分の身の仕末のことは殆んど總べて自分でできるよになつては居るものである。
- (二) 彼等は、自分で、顔や手を洗ひ、齒にブラッシュをあてようと自らの發意で着手する。
- (三) 頭髮に櫛をあて、また、靴紐を結んだりすることは未だ獨りではできない。手助けを要する。